7.17　国際連合は、国の部隊の隊員による不当行為又は重大な不当行為の容疑の調査の実施を容易にするため、政府の要請に基づき、当該調査を実施している政府の適当な当局（国家調査員を含む。）が、ＵＮＭＩＳＳを支援するため要員を提供している他国政府及び任務地域又は受入国の権限のある当局（以下「受入当局」という。）と連絡することについて協力する。このため、国際連合は、受入当局から同意を得るための全ての可能な措置をとる。政府は、国の部隊の隊員以外の被害者又は証人へのアクセス及び国の部隊の所有又は管理の下にない証拠の収集又は確保のための事前許可を受入当局から取得することを確保する。

7.18　国家調査員が任務地域又は受入国に派遣された場合には、当該国家調査員は、調査を主導する。この場合において、国際連合の役割は、政府の要請に基づき、例えば、証人の特定及び面会、証人の陳述の記録、文書及び法廷で用いられる証拠の収集並びに行政上及び業務上の支援の提供に関し、当該調査の実施について当該国家調査員を支援することである。

7.19　政府は、政府の適当な当局（国家調査員を含む。）が実施した国の部隊の隊員による不当行為又は重大な不当行為の容疑に対する調査の結果を、日本国の関連の法律及び規則に従うことを条件として、国際連合に対して提供する。

7.20　国家調査員が任務地域又は受入国に配備された場合には、当該国家調査員は、当該任務地域又は受入国において、国の部隊の隊員である場合と同一の法的地位を享有する。

7.21　国際連合は、政府の要請に基づき、任務地域又は受入国において国家調査員に対し行政上又は業務上の支援を提供する。国際連合（通常は平和維持活動局）が国家調査員の立会いを要請する場合において、政府が財政上の支援を要請するときは、国際連合事務総長は、その権限に従い、国家調査員の配備に対して適宜財政上の支援を提供する。国際連合は、重大な不当行為の事案及び危険性が高く複雑な事項の事案について、政府に対し国家調査員の配備を要請する。

この７の４の規定は、国の部隊の隊員の不当行為又は重大な不当行為を調査する政府の主権的権利を害するものではない。

７の５　政府による管轄権の行使

7.22　国の部隊の軍事要員及び文民要員は、日本国の関連の法律及び規則に従い、それらの要員がＵＮＭＩＳＳの軍事部門に配置されている間に実行した疑いのある犯罪について政府の専属的な管轄権に服する。政府は、国際連合に対し、当該犯罪について当該管轄権を行使することを保証する。

7.23　政府は、更に、国際連合に対し、国の部隊の隊員がＵＮＭＩＳＳの軍事部門に配置されている間に実行した犯罪に至らない全てのその他の不当行為又は重大な不当行為について、必要な限度において、懲戒の管轄権を行使することを保証する。

７の６　責任

7.24　国際連合の行政的調査又は政府の適当な当局によって実施された調査のいずれかにより、国の部隊の隊員による不当行為又は重大な不当行為についての申立てに十分な根拠があると判断された場合には、政府は、適正な措置のため政府の適当な当局にその事案が送付されることを確保する。政府は、当該適当な当局が類似の他の犯罪又は規律違反について行うのと同様の方法により日本国の関連の法律及び規則（懲戒に関する関連の規則を含む。）に従って決定を行うことに同意する。政府は、国際連合事務総長に対し当該事案の結果を含む進捗状況を定期的に通報することに同意する。

7.25　適正な手続による国際連合の行政的調査又は政府の適当な当局によって実施された調査により、次の(a)から(c)までに掲げる事項について国の部隊の長による不履行の疑いがあると判断された場合には、政府は、適正な措置のため政府の適当な当局にその事案が送付されることを確保する。これらの事項の履行については、国の部隊の長の勤務評定において評価する。

(a)　7.14に従い国際連合の行政的調査に協力すること（ただし、国の部隊の長が単に日本国の関連する法律及び規則に従ったために不履行となった協力を除くことが了解される。）又は政府の適当な当局によって実施された調査に協力すること。

(b)　効果的な指揮及び統制を行うこと。

(c)　国の部隊の長に対して報告された不当行為又は重大な不当行為の容疑であって十分な根拠があるものについて、政府の適当な当局に対し速やかに報告すること又は措置をとること。

7.26　政府は、国の部隊の隊員が関わる父子関係についての主張に関する事項を解決する重要性を了解する。政府は、日本国の関連の法律及び規則の範囲内において、国際連合から政府に提出される当該主張の政府の適当な当局への送付を容易にするように努める。日本国の関連の法律及び規則において、国際連合に当該主張を提出する法律上の能力が認められない場合には、当該主張については、適当な手続に従い、受入当局から政府に対して提出する。国際連合は、必要な決定的な証拠（日本国の関連の法律及び規則に定めのある場合には子のＤＮＡのサンプル等）が当該主張に添付されることを確保しなければならない。

7.27　国際連合は、国の部隊の規律及び秩序を維持する国の部隊の長の義務に留意し、国際連合と政府との間のこの了解に従い国の部隊がＵＮＭＩＳＳに配備されることを司令官を通じて確保する。この了解の範囲外の配置転換は、適当な国内手続に従い、政府又は国の部隊の長の同意を得て行われる。

特定の条件

8.1　環境条件係数は、この了解の下での支払月額に対し、二千十二年一月十二日から二千十四年六月三十日までは二・六〇パーセントとし、同年七月一日からは二・五〇パーセントとする。

8.2　高負担活動条件係数は、この了解の下での支払月額に対し、二千十二年一月十二日から二千十四年六月三十日までは三・八〇パーセントとし、同年七月一日からは二・九〇パーセントとする。

8.3　敵対行為・緊急放棄係数は、この了解の下での整備に係る支払月額の半分に対し、二千十二年一月十二日から二千十四年六月三十日までは三・三〇パーセントとし、同年七月一日からは四・三〇パーセントとする。

8.4　両当事者は、日本国における出国の空港又は港と任務地域における入国の空港又は港との間の距離を約一万三千九百四十八キロメートルとすることを確認する。長距離輸送係数は、この了解の下での支払月額に対し四・〇〇パーセントとする。

8.5　要員及び装備品の移動のための輸送を手配する目的のため、合意された出入りの空港又は港は、次の場所とする。

(a)　要員について

要員の日本国における出入りの空港又は港は、部隊交替ごとに、両当事者によって定められる。

要員の任務地域における出入りの空港又は港は、南スーダン共和国のジュバとする。

要員は、政府が指定する他の場所に帰還することができるが、国際連合が負担する経費の上限は、日本国における合意された入国の空港又は港までの経費とする。交替時に要員が異なる空港又は港から出発する場合には、これらの要員につき、当該空港又は港を合意された出発の空港又は港とする。

(b)　装備品について

日本国における装備品の当初の所在地は、日本国の北海道とする。日本国における装備品の積込港及び積卸港は、日本国の横浜とする。装備品の積込港及び積卸港は、ケニアのモンバサとする。積込み及び積卸しの際の任務地域における国境通過点は、南スーダン共和国のニムレとする。